

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>（旅具通関扱いをする輸出貨物）</p> <p>67-2-7 次に掲げる貨物については、後記 67-2-8（旅具通関扱いをする貨物の輸出申告）の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。</p> <p>(1) 本邦から出国する旅客が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後 6 カ月以内に後送されるものに限る。）で、次に掲げるもの（自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。）、船舶、<u>航空機及び下記(2)を除く。</u>）イ及びロ（省略）</p> <p><u>(2) 次に掲げるもので輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、本邦から出国する旅客が携帯（別送を含まない。）して輸出する貨物（自動車、船舶及び航空機を除く。）</u></p> <p><u>イ 前記 42-15 の規定に基づき保税販売されるもの</u></p> <p><u>ロ 法第 42 条の規定に基づく保税蔵置場の許可を受けた者が出国の確認を受けた者に対して課税資産の譲渡を行う場合に消費税法第 7 条第 1 項《輸出免税等》の規定が適用されるもの</u></p> <p><u>ハ 消費税法第 8 条第 1 項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定に基づき輸出物品販売場において消費税の免除を受けて購入されるもの</u></p> <p>(3) 本邦から出国する航空機の乗組員が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後 6 カ月以内に後送されるものに限る。）で、次に掲げるもの（自動車、船舶及び航空機を除</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>（旅具通関扱いをする輸出貨物）</p> <p>67-2-7 次に掲げる貨物については、後記 67-2-8（旅具通関扱いをする貨物の輸出申告）の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。</p> <p>(1) 本邦から出国する旅客又は航空機の乗組員が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後 6 カ月以内に後送されるものに限る。）で、次に掲げるもの（自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。）、船舶及び航空機を除く。）イ及びロ（同左）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>く。)</p> <p><u>イ 輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないものうち同令別表第六《出国者の携帯品等》に掲げるもの（「携帯品」については、品目毎の数量が 3 個又は 3 組以下のもの、品目毎の数量が 3 個又は 3 組を超え 10 個又は 10 組以下であつて、その総価額が 30 万円程度以下のもの及び品目毎の数量が 10 個又は 10 組を超え、かつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が 30 万円程度以下のものに限る。）</u></p> <p><u>ロ 輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないものうち、同令別表第六に掲げるもの以外のものであつて、すべての品目の総価額の合計額が 30 万円程度以下のもの（狩猟のため携行する猟銃等同令の規定による輸出の許可又は承認を得たものうち税関長が支障がないと認めたものを含む。）</u></p> <p>(4) 本邦から出国する船舶の乗組員が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後 6 ヶ月以内に後送されるものに限る。）で、輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないものうち、同令別表第六に掲げる乗組員本人の私用に供すると認められる貨物（品目毎の数量が 3 個又は 3 組以下のもの、品目毎の数量が 3 個又は 3 組を超え 10 個又は 10 組以下であつて、その総価額が 30 万円程度以下のもの及び品目毎の数量が 10 個又は 10 組を超え、かつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が 30 万円程度以下のものに限るものとし、自動車、船舶及び航空機を除く。）。</p> <p>なお、家庭用電気製品（例えば、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ビデオ）、楽器（例えばピアノ、電子オルガン）、自転車等に係る本人の私用に供すると認められる貨物の範囲には、1 品目につき 2 個以上のものは含まないので留意する。</p> <p>(5) 船長、機長又は出国者に託して輸出される貨物（託送品）で輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないものうち、次に掲げるも</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の イ～ホ （省略） <u>(6)</u> 外国公館の公用品のうち、外交行のう等のように輸出申告書を提出させることが不適當と認められるもの</p>	<p><u>(4)</u> （同左）</p>